

第 9 期秋田県ハタハタ資源管理計画

秋田県ハタハタ資源対策協議会
令和 3 年 1 0 月 2 6 日 制定

(目的)

第 1 条 資源管理及び漁業管理の円滑な推進を図ること。

(管理期間)

第 2 条

- (1) 令和 3 年漁期：令和 3 年 9 月 1 日～令和 4 年 6 月 3 0 日
- (2) 令和 4 年漁期：令和 4 年 9 月 1 日～令和 5 年 6 月 3 0 日
- (3) 令和 5 年漁期：令和 5 年 9 月 1 日～令和 6 年 6 月 3 0 日

(管理方法)

第 3 条 前条の管理期間ごとに、(別表 1) の漁獲努力量を定める。

(補足)

第 4 条 この計画に定めるものの他に、必要な事項が生じたときは、協議会で別に定める。

(附則)

この計画は、令和 3 年 1 0 月 2 6 日から施行する。

(別表1)

漁期年	漁法	漁獲努力量カウント方法																	
令和4	さし網	経営体ごとの水揚げ上限日数																	
		経営体数	12	12										15				15	
	定置網	経営体ごとの水揚げ上限日数																	
		経営体数	12	12	12				12	12	15		15	15		12		17	15
	底びき網	経営体ごとの水揚げ上限日数																	
経営体数		4	5	1				2	6	8		30	6		5		1	1	2
		22																	
		3	4									3					1	5	2
		経営体ごとの1日カウント漁獲量kg																	
		90																	

○ さし網、定置網においては、地区1か統×20日を上限に、別途、モニタリング網を敷設できる。

令和3年漁期と変更なし